

一般社団法人応用生態工学会

地区会規程（改定案）

（目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人応用生態工学会（以下「本会」という。）の地域における研究活動、研究成果の普及及び関係機関等との連携の推進のために設置される地区会の任務、構成及び運営に関する事項につき、本会定款第51条第2項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（区分、構成等）

第2条 次に掲げる地域において地区会を設置するものとする。

- ① 北海道
- ② 東 北
- ③ 関 東
- ④ 中 部
- ⑤ 金 沢
- ⑥ 長 野
- ⑦ 福 井
- ⑧ 富 山
- ⑨ 新 潟
- ⑩ 近 畿
- ⑪ 岡 山
- ⑫ 広 島
- ⑬ 四 国
- ⑭ 九 州

2 地区会は、前項に基づき設置された地区会が所管する地域に属する場所を住所として登録している定款第5条第1項所定の各会員（賛助会員たる法人又は団体に所属する個人も含む。以下同じ）のうち、これに入会を希望する者によって構成する。

3 前項の会員がその住所を国外に登録している場合において、同会員が地区会への入会を希望するときは、第1項の規定により設置される地区会のうち同会員が希望する1つの地区会に限り、入会することができる。

4 第1項の規定により設置された地区会は、理事会の決議を経て、これを統廃合することができる。

(活 動)

第3条 地区会は、本会定款第3条所定の目的の達成に努め、各地区における会員相互の親睦、学術の進展、地域貢献等を図ることを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、地区会は、研究会、シンポジウム、講習会、当該地域に係る共同での調査等の事業を行うことができる。

3 前項に定めるもののほか、地区会は、定款第3条所の目的を達成するために各地区において必要な事業を行うことができる。

(地区委員会)

第4条 地区会の活動を円滑に遂行するため、各地区会に、地区委員会を置く。

2 地区委員会は、地区委員会委員（以下「地区委員」という。）により構成する。

3 地区委員は、第2条2項で構成する各地区会に所属する会員のうちから選出されるものとし、その員数は20名以内とする。

4 前項の規定にかかわらず、地区委員は、各地区会の実情に応じ、前項の員数の範囲内で、会員以外の者若干名を地区委員に選出することが出来る。

5 地区委員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 地区委員の選出方法は、本規程第5条第1項所定の各地区会の内規によってこれを定める。

7 地区委員会には、地区会長及び数名の地区幹事を置く。

8 地区会長及び地区幹事は、地区委員の互選により選定するものとし、理事会の承認を経て、本会会長が委嘱する。

(地区委員会の開催)

第5条 地区委員会は、地区会長がこれを招集する。

2 前項の招集に基づき開催される地区委員会は、実際の会議体による方法のほか、Web会議システム等の電磁的方法を用いて開催することができる。

3 地区会長は、必要に応じて、文書又は電磁的方法をもって地区委員の意見を徴し、地区委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を地区委員に通知しなければならない。

(内 規)

第6条 地区委員会は、それぞれ、本規程に定める事項以外の地区委員会運営に関する事項その他の事項に関し、内規を定めることができる。この場合において、当該内規の制定は、理事会の承認を得なければならない。これを改正するときも同様とする。

(経 費)

第7条 地区会の活動に係る経費は、理事会が定める一定額によるものとする。

(報 告)

第8条 地区会の活動は、理事会及び総会において報告するものとする。

(細 則)

第9条 本規程の実施に関し必要な細目的事項は、会長がこれを定める。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

本規程は、令和6年8月20日から施行する(令和6年8月20日理事会決議)。

附 則

本規程の改定は、令和7年6月12日から施行する(令和7年6月12日理事会決議)。

附 則

本規程の改定は、令和8年3月17日から施行する(令和8年3月17日理事会決議)。